

皇民修身鑑

尋常科  
生徒用

卷之七

檢定申請本



K120.1

33

7

學海指針杜編

尋常科  
生技用

皇民修身鑑

卷之七

版權所有 集英堂藏板

# 勅諭

朕惟アニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ  
樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億  
兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國  
體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民  
父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉  
己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ  
智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ  
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義  
勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ  
如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ  
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン  
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民  
ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ  
中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ  
咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

長英敬書

皇民修身鑑卷之七  
 孝子ハ唯親ノ心ヲヤブランコトヲオソ  
 ル。

皇民修身鑑卷之七

第一



學海指針社 編

○父母人恩ノキハマリナキコト、天地ニヒ  
 トシ父母ナクンバ何ゾ我アラン。

○孝子ハ親アルコトヲ知リテ、我アルコト  
 ヲ知ラヌ。

○孝子ハ、唯親ノ心ヲヤブランコトヲオソ  
 ル。

皇民修身鑑 卷之七 孝子ノ心

藤原吉野  
やうがい魚  
を食はず



○藤原吉野は、孝行の人なり、ある日、他行せし留守のうち、父の方より、魚をまわらせよと言ひこしたるを、れうり人惜みて、けふは無くて、まわらせざりければ、吉野歸りて、これをき、悔いなげきて、一生魚を食はざりけり。

第二

○兄弟ハ形コソ分レテ、兄トナリ弟トモナレ、其源ヲタツヌレバ、同ジ父母ヨリ出テタルナリ。

三人の姉妹むつ  
ましくよくはた  
らきて兄のるす  
をまもる



本野刀



○故ニ兄弟ハ一身ノ如シ。苦アレバ共ニ  
 苦ミ、樂アレバ共ニ樂ムベシ。  
 ○兄弟ハダガヒニ助ケミチヒキテ、トモニ  
 出世繁昌ヲハカルベシ。

○備後福山に、鐘尾廣助といふものあり、いさ  
 さか、あやまてることありて、入牢したれば、妹  
 三人は、さほうにくれて、せんすべーらざれど  
 も、さてあるべきにあらざれば、たがひに心を  
 あはせ、農業をはげみ、よく兄のるすをまもり

くかば、官より賞金をたまはりたりとなん。

第三

○男子ハ、男子ノ勤ムベキ業アリ。 女子ハ、女子ノ勤ムベキ業アリ。

○夫婦ノ心得ハ、夫ハ外ヲ勤メテ、一家ヲ安クシ、婦ハ夫ニ事ヘテ、ヨク家内ノ事ヲ治メ、常ニ衣食ヲ整ヘ、夫ヲシテ、公利公益ノ業ニ身ヲ委ネシムルニアリ。

○山内一豊織田家やまのうち かづとよ たけにありごきよき馬よきをうり



山内一豊の妻  
たくはへの金  
を出し夫を  
て馬をかほ  
む

りにきたれるを見て、ほいとれもへど、まつくして、かなはずとて、なげきけるを、興たぐ方かたき、て、たくはへの黄金こがねを、いだけまわらせ、その馬をかはせけり、一豊よろこひ、此馬にのりて、出でけるに、信長のぶながの目に、とまり、これより、立身たてしんの道を、ずひらきける。

第四

○學問職業ハ、一日モオコタルベカラズ。  
今日ノ事ハ、必ず今日勤ムベシ。

○今日學バズシテ、來日アリトイフコトナカレ。今年學バズシテ、來年アリトイフコトナカレ。

○あすありと思ふこゝろのあだ櫻  
夜はにあらゝのふかぬものは。

○林羅山はやしらざんは、有名の學者なり、あるとき、管得すがとく菴あん來りて、いふやう、生未だ通鑑つうかん綱目かうもくをよみ、こゝとなく、來年にもいたりなば、之を講かせられよと、こひければ、羅山曰く、何ぞ來年をまたん、今



林羅山  
除日に  
書を講

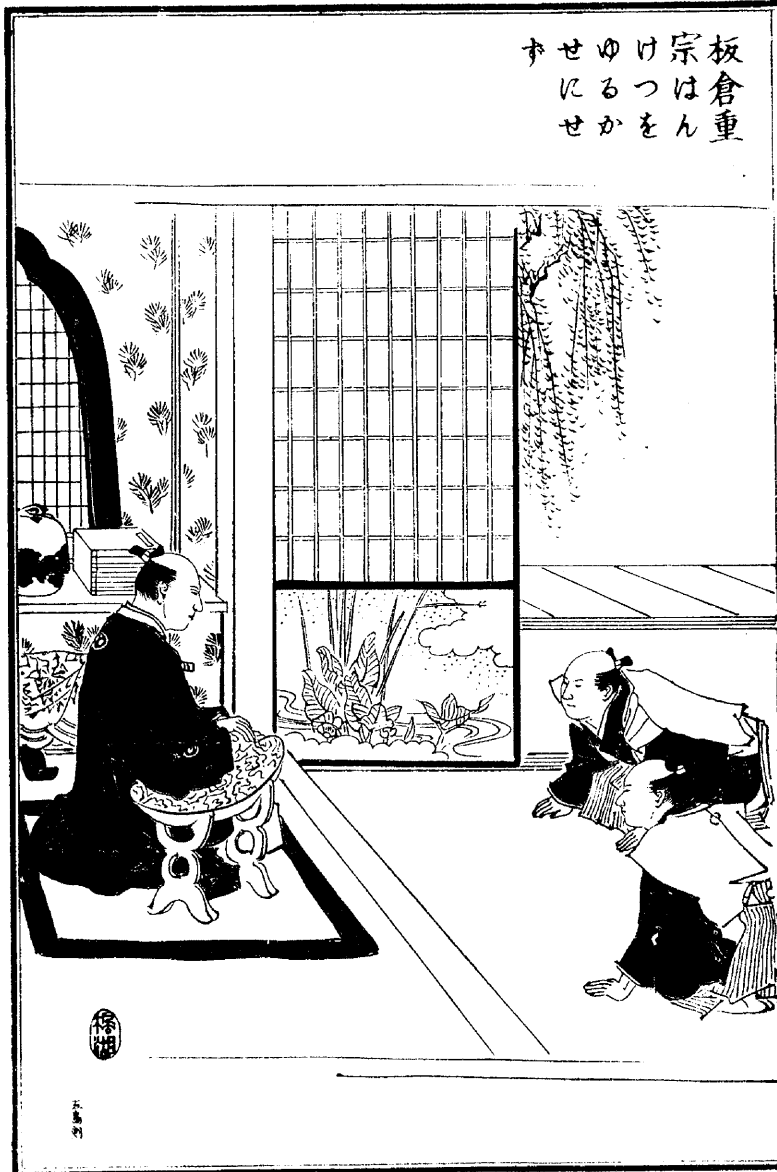


よりはトめんとして、除日の日より、講ぜられたりござ。

第五

- 兩方聞イテ、下知ヲセヨ。
- 人ノ片口ヲ聞キテ、理ナリト思フコト勿レ。
- 事ハ輕々シクスベカラズ。些細ノ事モ、慎ミテ之ヲセヨ。
- 千丈ノ堤モ、蟻ノ穴ヨリヤブル。

板倉重宗はん  
けつを  
ゆるか  
せにせ  
お



○將軍家光、板倉勝重の二子、重宗・重昌を召し、其才を試みんとて、題をかゝげてどはせける。に、重昌は、たゞちに答を申し上げ、重宗は、三日すぎ、御答せしに、重昌の答と、ことなることなかりき、されば、人皆弟の才を賞せり、然るに、父の勝重は、かへりて兄の判決をゆるかせにせざるを、ほめたりとぞ。

第六

○慾ハ、ホシイマ、ニスベカラズ。

板倉重矩

むかへを

忘れず



○ 剛強ヲ以テ、慾ニカツコト、勇士ノ敵ヲミ  
 ナゴロシニスルガ如クナルベシ。  
 ○ 不自由ヲ常ト思ヘバ、不足ナシ、心ニノゾ  
 ミオコラバ、困窮セシ時ヲ思ヘ。  
 ○ 足ることをする心こそ寶船

もの、かすくつみ置かずとも。

○ 板倉重矩の、まだ立身せざりし時、咬菜軒と  
 いふ額をかゝげ、自から蔬菜をたがやけり、  
 後、老中に進みたれども、此額をかゝげて、奢を

いま一めたりこそ。

第七

○言ニハ、信アリテ偽ナク、虚飾アラザルヲ  
タツトブ。

○身ニ行ハズ、口ニノミ言フハ、信ナキナリ。  
○人ト約シテ、其約ヲ變ズルモ、信ナキナリ。

○徳川光圀、梶原定良の忠義をめで、音信常に  
たはざりき、かつて、定良の馬を愛することを、  
きゝたまひ、心に之をたくらんと、思はれたり

徳川光圀馬を  
れくりて心約  
をはたす



江戸

しに、定良死したりと聞き、大にいたみ、其馬を寺にたくりて、墓前にうなへ心約をはたされたりといふ。

第八

○善ニウツルハ、風ノスミヤカナルガ如ク、過ヲアラタムルハ、電ノトキガ如クナルベシ。

○過ヲアラタムルトキハ、天氣ノ始テ晴レタルガ如シ、自身モコ、口ヨク、人モ之ヲヨ



川井東村不孝の子をいまむ

ロコフ。

○過ヲ知リテ、改ムルモノハ、君子ナリ。過ヲ知リテモ、其非ヲトゲントスルモノハ、小人ナリ。

○或人、川井東村のもとに來り、父の不慈なるをのべたり、東村曰く、汝のこゝに來るは足なり、不慈をつぐるは口なり、其足・其口・皆親の遺體ならずや、然るに、うれをもて、親をうゝるの具とするは、何事ぞと、なみだをながして、さこ

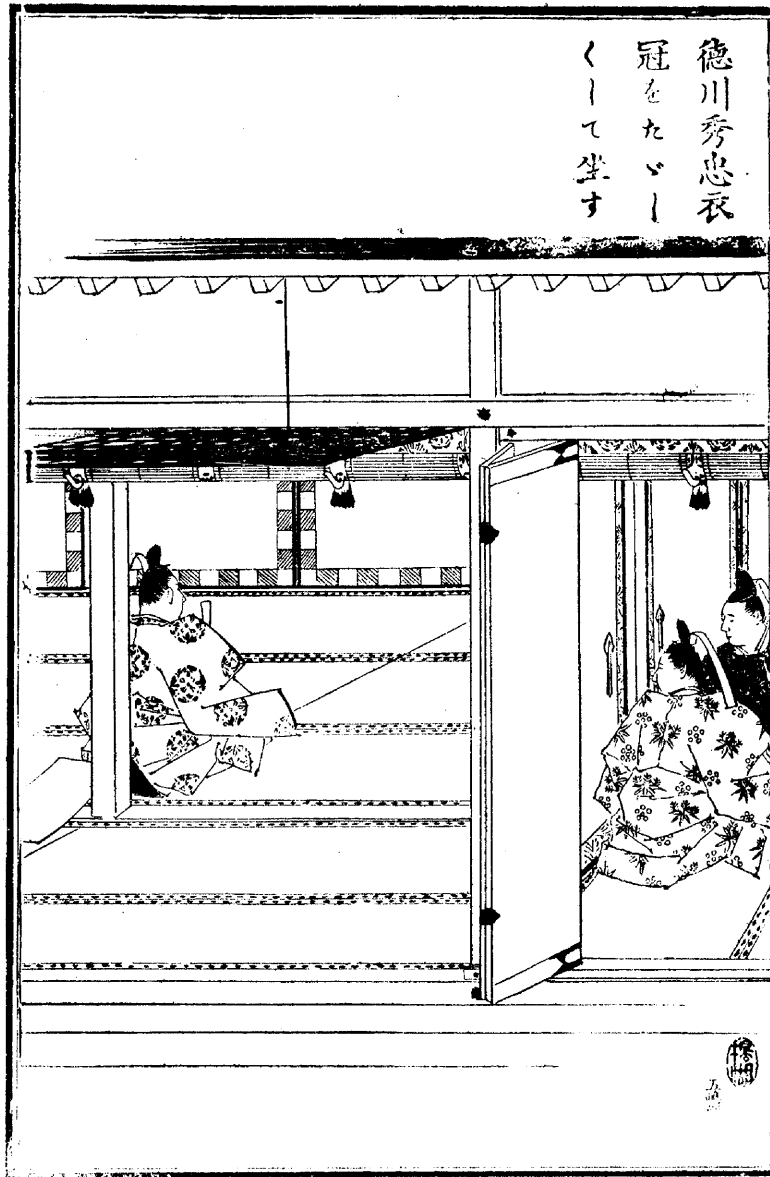
しければ、其人東村の言に感トて、つひに、孝子となれりぞ。

第九

○人ハ威儀ヲ正シクスベシ。  
○威儀ミダリナレバ、心カナラズ敬ヲウシナフ。

○坐スル時立ツ時行ク時卧ス時皆其禮アリ、オコタルベカラズ、ミダリニスベカラズ。  
○將軍秀忠は、謹直の人なり、かつて、参内して、

徳川秀忠衣  
冠をたゞし  
くして坐す



集英堂藏版

其休息の間に、たはしけるを、或人ひろかに、う  
かひけるに、冠を正し、笏をもちて、つゝし、み  
たまへること、主上の御前にあるがごとく、な  
りきごなり。

第十

○己アタ、カナル時ハ、人ノサムキヲ思ヒ。  
己安キ時ハ、人ノヤマシキヲ思フベシ。  
○世間第一ノ好事ハ、難ヲ救ヒ貧ヲ憐ムニ  
シクハナシ。



與貫五平次  
米穀をほご  
こゝてきゆ  
う民をすく  
ふ

○善ヲスレバ、天ヨリ百祥ヲ下シ、不善ヲスレバ、天ヨリ百殃ヲ下ス。

○與貫五平次は、武州川越の人なり、曾て大洪水のありしとき、難民のありさま見るに、いひずとて、我が家に貯へたる米穀を悉く出して、之を救ひしかば、人々命の親なりとて、よろこびいたひけり。

第十一

○大業ヲ計ラサレバ、大名ヲ成スコト能ハ





高田嘉平北海  
道に漁場をひ  
らく

ス 公益ヲ圖ラサレバ、忠孝ノ實ヲ成スコ  
ト能ハズ  
○國ノ光ヲカシ、ヤカシ、國ノ富ヲ起シテ海  
外萬國ニマサランコトヲ勉ムルハ國民ノ  
務ナリ。

○高田嘉平は、淡路國須本の人なり、少うして  
大志あり、大船をつくりて、蝦夷に赴き盛んに  
貿易を試み、又「エトロフ島にわたりて、漁場を  
開き、大に漁業の利を起せり、今日、北海道諸島

に海路の通ずるにいたりしは、嘉平の功多しといふ。

第十二

○義勇ノ本ハ、忠孝ニアリ  
 ○忠孝ノ心、源トナリテ、溢レ出デタルモノナラバ、勇武ハマスノ、勇武ニシテ、イカナル強敵ニモ、屈スルコトナク、剛強ハ、マスマス剛強ニシテ、イカナル艱難ニモ、タユムコトナカルベシ。



楠正行第正  
時と四條  
に忠死す

○戰陣ニシテ勇ナキハ、孝ニアラス。

○楠正行は、正成の子なり、高師直、大軍をひき  
めて、吉野の行在を、をかへ奉ると、きこは、か  
ば、弟正時と四條殿に打て出で、火花をちらし  
て戦ひしに、つひに力つき、兄弟ともに、さしち  
がへて、忠死を、さげたりける。

第十三

○ワカ大御國ハ、萬世一系ノ 天皇之ヲ  
統治シ給フ、萬國無比ノ國ナリ。

○カシコクモ、我 天皇陛下ハ、天地開闢  
ノハジメニ、御國ノ 大君ト定マリテ、此  
民ヲメグミ給ヒシ、 天祖天照大神ノ御  
末ニマシマスナリ。

○天祖天照大神、此國ヲ以テ、 天孫瓊々  
杵尊ニツタヘサセ給ヒシトキ、豊葦原ノ瑞  
穂ノ國ハ、我子孫ノ王タルベキ國ナリ、汝就  
キテ治ムベシ、寶祚ノサカエシコト、天地ト  
共ニトコシヘナルベシト詔リセサセ給ヒ

天照大神三種  
の神寶を瓊々  
杵尊にさづ  
く



タリ。

○コレヨリコノ方、天祖ノ御血統世々  
御國ヲ知ロシメシ、數千年ノ今ニ至ルマデ、  
猶ホ榮エマシマスナリ。

○天地モ、ムカシニカハラズ、日月モ光ヲ改  
メズ、猶ホ千萬世ノ後マデモ、仰ギ尊ミ奉ル  
ベキハ、日嗣ノ御位ヲウケサセタマヘル  
天皇ニゾアリケル。

○凡ソ、生ヲ此國ニウクルモノ、誰カ

天皇陛下ノ臣民タラザル、我國民ハ、實ニ萬代不易ノ臣民ナリ。

○我國民タルモノハ、先ヅ國體ノ尊ヲワキマヘ、皇室ニ忠ニ、父母先祖ニ孝ナランコトヲ勉ムベシ、是レ國民第一ノ務ナリ。

○天祖・天照大神、御孫瓊々杵尊を、御前近く召させられ、八咫鏡・八坂瓊曲玉・叢雲劍の三種の神寶をさづけて、この大御國へは、降りたまへり、了れより、皇統連綿として、榮にませるは、實

に萬國無比の國なり、されば、此國を尊びて、君のため、國のために、力を用ふべし。

第十四

○此國ヲ治メンガタメニ、政府ハ、多クノ法律規則ヲ定メ行ヒタリ。

○國民タルモノハ、ヨク此法律規則ヲマモリテ、少シモ背クコトアルベカラズ。

○法律規則ニ遵フモノハ、良民ナリ。之ニ背クモノハ、兇民ナリ。

青方村の人々農  
耕をはげむ



○政府ハ、國ノ安寧ヲハカリテ、我等ノ幸福ヲ増サントスルモノナレバ、國民タルモノハ、常ニ之ヲ敬ヒ重ンズベシ。

○政府ヲ敬フト同ジク、官吏ヲモ敬フベシ、是レ亦國民ノ務ナリ。

○青方村は、肥前國南松浦郡にあり、村内のごとく、農事に勉強し、勤儉をむねとし、敢て奢侈の風なく、されば、村内には、まづいきもの、極めて少なく、貢租の納期にいたれば、皆よろこ

皇民修身鑑 卷之七 集英堂藏版

びて官に納め、かつて其期をあやまりしもの  
なく、實に國民たるもの、かゝるみといふべし。

皇民修身鑑卷之七 終

原田竹外書

木野嘉平刺

11

明治二十五年十月五日印刷  
明治二十五年十月八日出版  
版權所有

定價金七錢

著者 學海指針社

發行兼印刷者 東京府平民  
小林八郎

發賣所 東京市日本橋區通旅籠町十一番地  
集英堂本店

賣捌所 東京市日本橋區通旅籠町十一番地  
集英堂支店

賣捌所 栃木縣宇都宮大工町  
各府縣下書肆

